

## 近年の米銀証兼業規制論の展開～グラム・リーチ・ブライリー法以降を中心に～

漆畑 春彦（みずほ証券）

2007年12月21日に公表された金融庁「金融・資本市場競争力強化プラン」には、金融業態間のファイアウォール規制の見直しが盛り込まれ、わが国の銀証兼業規制は欧米並みに向け前進する見通しとなった。詳細規定は今後検討されるが、他業務拡大の機会が広がることは、各金融業態にとり経営戦略上意義深いものである。ただ、規制緩和の進捗は、経済、金融、社会環境の変化、金融戦略の変更といった要因により左右され、規制の大枠は固まっても部分的な事項についての再度の調整や見直しが行われる可能性は残されている。

米国では、1999年11月、銀行の金融他業態への進出を可能とするグラム・リーチ・ブライリー法（GLB法）が成立したが、銀証兼業規制の見直し、調整をめぐる議論は、同法成立後も継続的に行われてきた。GLB法成立から8年が経過し、米金融資本市場は、金融のグローバル化、金融技術の革新のさらなる進展、またエンロン事件など大規模な経済事件、サブプライム問題など様々な問題に直面してきた。それでも兼業規制のあり方は、ほぼ一貫して米議会や当局、金融界の重要な関心事であり続けた。

銀証兼業問題としては、①銀行の抱き合わせ販売（タイピング）、②銀行と他業態子会社間の顧客のプライバシー保護、③銀行本体が営む証券業務の証券業登録免除などが、議会や当局における議論のテーマとなった。そして長い議論の中であるべき規制が議論され、関連法規が見直された。

本報告では、GLB法後米国で行われた上記テーマに係る議論、法規制の見直しの動向を概観し、その意義を探りたい。こうした作業は、わが国金融制度の今後にとっても有意義なことであろう。

### 報告項目（予定）

1. GLB法、GLB法までの銀証兼業規制の概要
2. タイピング規制に係る議論の展開
3. 顧客情報共有規制に係る議論の展開
4. 銀行の証券業登録免除規定（レギュレーション B、レギュレーション R）に係る議論の展開
5. 事業会社の銀行業参入（金融・商業の分離問題だが、最近のGLB法関連の動きとして紹介）
6. まとめ、わが国への示唆